

原子力事業者防災業務計画の修正の要旨

1. 目的

原子力災害対策特別措置法（平成 12 年 6 月 16 日施行）第 7 条第 1 項に基づき、人形峠環境技術センターの原子力事業者防災業務計画について見直しを行い、この計画の適正化を図る。

日本原子力研究開発機構本部の防災組織の変更及び人形峠環境技術センターが国に提出している原子力防災要員現況届出書と原子力事業者防災業務計画に記載している原子力防災要員の職務の明確化を図るため、以下の修正を行った。

2. 修正した日

平成 29 年 3 月 24 日

3. 主な修正内容

(1) 日本原子力研究開発機構本部の防災組織の変更

日本原子力研究開発機構本部の防災組織の見直しに伴い、機構原子力防災組織図の機構本部構成と主な任務を変更した。

(2) 原子力防災要員の職務の明確化に伴う変更

原子力防災要員の職務表を新たに追加し、表には原子力防災組織の班員と人員、原子力防災要員の職務等を記載した。

(3) その他

- ・用語の適正化など、所要の見直しを行った。

以 上

(参考)

原子力事業者防災業務計画の概要

第1章 総則

防災業務計画の目的、用語の定義、計画の運用にあたっての基本的な考え方及び修正する場合の方法等について記載している。

第2章 原子力災害予防対策の実施

センターの防災組織等の防災体制、原子力防災管理者等の職務、原子力防災組織の運営、原子力防災体制の発令・解除、放射線測定設備・気象観測設備・原子力防災資機材・防災活動で使用する資料の整備、原子力防災教育・訓練の実施及び関係機関との連携等について記載している。

第3章 緊急事態応急対策等の実施

緊急事態が発生した場合の初期対応、応急措置の実施、原子力災害合同対策協議会との連携、原子力防災要員等の派遣について記載している。

第4章 原子力災害事後対策の実施

緊急事態解除宣言が出された後の復旧対策の実施並びに被災復旧のための原子力防災要員等派遣及び資機材貸与等について記載している。

第5章 その他

他の原子力事業所で原子力災害が発生した場合、要請に応じて実施する支援措置について記載している。